

新型コロナウイルス感染症情報は小平市ホームページで確認を

小平市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載しています。市報こだいらや小平市ホームページに掲載したイベントや講座、会議などは中止・延期になる場合があります。イベントなどに参加する前に、小平市ホームページから、市内公共施設の休業情報や中止・延期の情報をご確認ください。



小平市ホームページのトップページから「新型コロナウイルス感染症に関する情報」にアクセスしてください。

主な掲載内容

- ▷ 新型コロナウイルス感染症とは、相談窓口
- ▷ 小平市、小平市議会の対応
- ▷ 小平市立小・中学校、学童クラブ、保育園などの対応
- ▷ 公共施設の休業情報
- ▷ イベント、行事、審議会などの開催状況
- ▷ 申請、申告、手続きなど
- ▷ 事業者、労働者向けの情報

※情報は、随時更新します。右図QRコードからアクセスできます。



4月1日から 屋内などの喫煙条件を制限



4月1日から、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例が施行され、多くの方が利用する施設は原則屋内禁煙になります。そのため、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などは、敷地内（建物内、屋外、車中など）が禁煙です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

HP検索 東京都受動喫煙防止条例

問合せ 東京都受動喫煙防止対策相談窓口 ☎0570(069690) (平日の午前9時から午後5時45分まで)

◆市の施設状況

市でも、法に基づき喫煙条件が制限されます。また、市が管理する建物とその敷地内の灰皿や喫煙施設は撤去しました。各施設の喫煙設備については、各施設へお問い合わせください。

▷ 敷地内禁煙（建物内、屋外、車中など）

市役所本庁舎、東部・西部出張所、健康福祉事務センター、健康センター、福祉会館、小・中学校ほか

▷ 建物内禁煙（屋外は受動喫煙が生じないように配慮して喫煙可）

図書館、地域センターほか

問合せ 健康推進課 ☎042(346)3700

健診・病院などの情報がこの1冊に こだいら健康ガイド



大人から子どもまでの健診・検診、講座、相談、教室の日程や申込み方法、市内の医療機関などがこの1冊に掲載されています。また、申込み用のはがきも付いています。ぜひ手元に置いて健康づくりなどにご活用ください。

3月末までにすべての世帯に配布します。まだ届いていない方は、しばらくお待ちください。小平市ホームページからもご覧になれます。

問合せ 健康センター ☎042(346)3700

市長への手紙 市政への提言

市長への手紙と市政への提言は、市政に対するさまざまなご意見やご要望をお聴きする制度です。令和元年度は、4月から1月末までに570件が寄せられました。その内容には、すぐに対応できたもの、長期的に検討しなければならないものなどがありました。市では、皆さんの声を率直に受け止め、今後の施策に役立てられるよう努めています。今年度いただいたご意見、ご提案の一部を紹介します。



総務部

●避難所に段ボール製のベッドは提供されるのか

◇段ボール製の簡易ベッドの調達について、平成29年2月に事業者と協定を結んでいます。市では、引き続き発災時に備えた災害対策を進めますが、可能な限り自宅での防災対策を進めてください。

●隣の空き家が管理されていないので困っている

◇空き家について調査し、管理不全な状態だと認められたときは、所有者などに対して適正な管理を促すことに努めます。

環境部

●ごみの指定収集袋について、なぜ「燃やすごみ・燃やさないごみ」の袋の価格が「プラスチック製容器包装」の袋の価格の倍なのか

◇「プラスチック製容器包装」の袋を、「燃やすごみ・燃やさないごみ」と同額に設定すると、分別が徹底されず、「燃やすごみ・燃やさないごみ」の袋に本来資源であるプラスチック製容器包装が多く混入する恐れがあります。分別を徹底し、より資源化を進めるために袋の価格を「燃やすごみ・燃やさないごみ」の袋よりも安価に設定しました。

●自宅の敷地内に不法投棄をされたらどうすればいいか

◇不法投棄は犯罪なので悪質な場合は警察へ相談してください。ただし、捨てられた廃棄物は敷地管理者に処分していただくことになります。なお、資源循環課では「不法投棄禁止」の看板を無料で配布しています。



●駅前や公共施設の前に喫煙所を置かないで欲しい

◇市では平成31年3月に受動喫煙防止対策の考え方をまとめ、令和元年7月1日までに市が管理する建物と敷地内の喫煙施設を撤去しています。駅前、一定の喫煙者がいる現状で、喫煙所を撤去した場合、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てが増加し、周辺環境が悪化することが懸念されます。こうしたことを踏まえ、たばこを吸わない人、吸う人の双方が快適に過ごせるよう、引き続き喫煙所整備の方向性を検討します。

都市開発部

●中宿通りと野火止通りの市境の交差点が危ないので取り締まって欲しい

◇市では、これまで交差点への路面標示や注意喚起看板の設置などの安全対策をしているほか、今回のご要望を受け、小平警察署に取締りの要望をしました。

●コミュニティタクシー「ぶるべー号」の定員は何人か。また、満席の場合はどうなるのか

◇定員は9人です。満席の場合、追走車両を運行します。5分から10分ほどお待ちください。

健康福祉部

●認知症の親の事が心配だ。どこに相談すればよいか教えて欲しい

◇お住まいの圏域にある地域包括支援センター（高齢者の介護・日常生活に関わる相談機関）にご相談ください。



教育部

●小・中学校や公園などの公共施設のトイレは洋式にならないのか

◇現在、市立小・中学校の半数程度が洋式トイレです。また、ユニバーサルデザインの考えに基づき、順次、公共施設のトイレを洋式化していきます。

市長への手紙を出すには

市長への手紙専用はがきは、市役所、健康福祉事務センター、健康センター、東部・西部出張所、公民館、図書館、地域センター、福祉会館に置いてあります。意見を書いたはがきは、各施設に備え付けの提案箱、または郵便ポストに入れてください。切手を貼る必要はありません。いただいたご意見は、市長が目を通すとともに、各担当課で検討し、今後の市政の参考にさせていただきます。

また、小平市ホームページ（右図QRコードからアクセス）、封書、ファクシミリ、電子メールでも受け付けています。

問合せ 市民課市民相談担当 ☎042(346)9508、FAX042(346)9550、✉info@city.kodaira.lg.jp



ご意見・問合せ
QRコード